

〔論 文〕

「時価の算定に関する会計基準」に対する批判的考察

菊 谷 正 人

I はじめに

「企業会計審議会」に代えて、会計基準の開発・審議等を行う常設の民間組織として2001年7月26日に設立された「企業会計基準委員会」(Accounting Standards Board of Japan: 以下、ASBJと略す)は、国際的な資本市場で資金調達を行っている企業における財務諸表の国際的比較可能性・理解可能性、それに伴う投資者の意思決定有用性を高めるために、会計基準の国際的収斂(international convergence)の観点から、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: 以下、IASCと略す)が公表していた「国際会計基準」(以下、IASという)およびASCを改組・改称して2001年4月1日に設置された国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: 以下、IASBと略す)が作成・公表している「国際財務報告基準」(International Financial Reporting Standard: 以下、IFRSと略す)に収斂する形で新会計基準を矢継早に設定している⁽¹⁾。

とりわけ、2007年8月8日にASBJとIASBとの間で締結された「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」(「東京合意」と通称されている)によって、たとえば、2009年4月30日に企業会計基準第24号「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準」、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が、2003年12月に改訂・公表された国際会計基準第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」(International Accounting Standard 8 “Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates

and Errors”)、2014年5月に公表され、2016年4月に改訂された国際財務報告基準第15号「顧客との契約から生じる収益」(International Financial Reporting Standard 15 “Revenue from Contracts with Customers”)を参照しながら作成・公表されている。

2019年7月4日には、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(以下、「基準30号」と略す)および企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「指針31号」と略す)が、IASBにより2011年に公表された「国際財務報告基準第13号 公正価値測定」(International Financial Reporting Standard 13 “Fair Value Measurement”: 以下、IFRS13と略す)に収斂する形で公表された。IFRS13との収斂のためか、その対象は金融商品と一部の棚卸資産に限定されている。資産全般に対する時価算定に関する会計基準ではないため、IFRS13と同様に、「基準30号」の限界・不備が存在する。

本稿では、ASBJが作成・公表した最新の企業会計基準である「基準30号」を管見するとともに、「基準30号」に残された課題を指摘することにした。

なお、「基準30号」および「指針31号」は、2021年4月1日以後に開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用される。ただし、2020年4月1日以後に開始する連結会計年度および事業年度の期首から、また、2020年3月31日以後に終了する連結会計年度および事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から早期適用することができる(「基準30号」45項)。

II 再測定時における時価

1. 時価の種類と特質

(1) 測定の意義と測定対象

IASBが2010年に公表した『財務報告の概念フレームワーク』(The Conceptual Framework for Financial Reporting:以下、「概念FW」と略す)によれば、測定(measurement)とは、財務諸表に認識され、繰り越されるべき貨幣額を決定するプロセスである(「概念FW」para.4.54)。測定は、会計的に認識された経済的取引・経済的事象に金額を割り当てるプロセスである。

英国の会計基準審議会(Accounting Standards Board:以下、ASBと略す)が1999年に概念フレームワークとして公表した『財務報告原則書』(Statement of Principles for Financial Reporting:以下、SPFRと略す)は、財務諸表項目に影響を与える事象を「取引」(transactions)と「取引以外の事象」(events other than transactions)に分けた(SPFR,para.5.2)。その際、財務諸表に初めて認識する「当初認識」(initial recognition)における「当初測定」(initial measurement)の段階では、「取引」が把握され、資産または負債の取得時点(当初認識時点)には、資産または負債は、通常、取引原価(transaction cost)、すなわち取得原価または実際現金受領額で測定されることになる。

IASBの「概念FW」(para.4.55(a))によれば、資産の取得原価(historical cost)は、当該資産取得時に支出した現金・現金同等物の価額または当該資産取得のために引き渡した対価の公正価値(the fair value of the consideration)をいう。当初認識時における取得取引の段階では、資産は、当初認識時における公正価値である「取得原価」により測定される⁽²⁾。したがって、期末評価基準に取得原価主義のみならず時価主義を採用しても、当初認識・測定時点における公正価値は「取得原価」である。

すでに認識・測定された資産・負債の計上金額を変更する会計行為は、「その後の再測定」(subsequent remeasurement)という(SPFR,para.5.1)。「再測定」は、通常、決算日に行わ

れるが、資産の再測定(期末評価ともいう)の段階では、「取引以外の事象」(たとえば、減価償却の必要性を生じさせる時の経過、債権不良化の可能性に引き当てる金額の価値減少、市場性ある有価証券の価値変動等)が把握される(SPFR,para.5.2)。

要するに、資産・負債が当初認識・測定された後に、当該期間中に生じている経済的事象(たとえば、有形固定資産の減価事象・減損事象・価格変動、棚卸資産の減耗事象・価格変動、債権の貸倒れ事象、株価変動、為替相場変動、金利変動等)を認識するためには、決算日に再測定を行う必要がある。

再測定対象となる資産・負債に対する貨幣数値を割り当てる測定基礎(measurement bases)は、それぞれの会計目的(たとえば、株主のための名目投下資本の回収計算、企業の営業能力維持計算、企業買収・売却のための資金確認計算等)により制約され、そのときどきの目標に合理性をもつ価値が最も適正な金額を示すものと考えられる。

資産・負債を測定の「本体」(principal)とするならば、種々の測定基礎を媒介にして写体化することができ、「価値」の測定において、「本体」と「写体」(surrogate)との間に特定の唯一絶対的な対応関係はない。種々の測定基礎のうち、当該測定基礎を選択する基準に照らして適切な測定基礎が目的適的に選択される(菊谷[2016]43-44頁)。

つまり、同一資産に対して異なる価値表現が行われるのであり、IASBの「概念FW」は、測定基礎として取得原価のほかに、現在原価(current cost)、実現可能価額(realisable value)と現在価値(present value)を列挙している。「現在原価」とは、同一または同等の資産を現時点で取得する場合に支払われる現金・現金同等物の金額、「実現可能価額」とは、通常の場合によって当該資産を売却することにより現時点で得られる現金・現金同等物の金額、「現在価値」とは、通常の事業の過程において生み出すと期待される将来の正味キャッシュ・フローの割引現在価値である(「概念FW」para.4.55(b),(c),(d))。

現在原価は、わが国では「再調達原価」(Wiederbeschaffungskosten) または「取替原価」(replacement cost) と呼ばれ、実現可能価額は「正味売却価格」(net selling price) に改称されている。現在価値は、「使用価値」または「利用価値」(value in use, use value) と別称される場合もある⁽³⁾。

したがって、再測定対象となる資産に対して貨幣数値に割り当てる資産評価には、会計目的により「取得原価主義」、「時価主義」、「低価主義」、「混合測定基準」等が適用される⁽⁴⁾。その場合、取得原価主義以外の資産評価基準では、部分的または全面的に時価が採られている。取得原価主義と時価主義等の相違点を明確に判別するために、まず、取得原価主義の意義・特質を解明した後に、時価主義の意義・種類・特質を検討する必要がある。

(2) 取得原価主義の意義と特質

「純粋取得原価主義」(pure historical cost basis) が採択された場合、資産の帳簿価額(carrying amount) は常にその当初認識・測定時における金額であり、「その後の再測定」の段階はないことになる(SPFR, para.6.17)。

取得原価主義によれば、決算日における資産の評価額は、取得時に確定した客観的・検証可能な実際支出額に基づいているので、計算の確実性が保証されている。また、取引当事者間で決定された客観的証拠、取引資料などの証憑書類に裏付けられ、検証可能性が高い。実際の外部取引による支出によって名目価値で計上する取得原価を基調とする「取得原価主義」では、株主が投資した資本の名目貨幣額を維持すべき受託資本とみなし、投下貨幣資本額の回収剰余としての利益を計算する名目的貨幣資本維持が達成される。

ただし、取得原価による測定値(historical cost measures) であっても、たとえば貸倒引当金の設定や減価償却の見積計算を行うために取得原価を修正するので、ある程度の見積り(a degree of estimation) を含んでおり、その測定が信頼可能であるとみなされるために解決しなければならない障害の高さは、時価に基づく測定値

(current value measures) と同等である。むしろ、資産の「目的適合性」と「信頼性」を判断するための最も忠実な測定値は時価であるかもしれない(SPFR, paras.6.28 - 6.29)。

価格変動時には、非貨幣資産とりわけ有形固定資産の取得原価は再測定時の公正価値(時価)とは乖離し、含み損益を含む非現実的な会計数値となる。つまり、資産・負債に関して現実的な表現(realistic representation) を付与しているとは言い難い。また、取得年次が異なる資産に対して歴史的な取得原価を単に集計したとしても、異なる公正価値(当初認識・測定時における取得原価)の寄せ集めに過ぎない。異なる資産が異なる購買力をもつ貨幣単位で計上されているので、その加法性は疑問視され、単純集計された結果としての会計数値の企業間・期間比較は無意味である。

(3) 時価主義の意義・種類と特質

原則的に言えば、時価(current value) とは、算定日現在における市場価値(market value) である。市場は、購買市場と販売市場に分類されるので、時価は「購買時価」と「販売時価」に分けることができる。つまり、時価は、現在時点における購買市場の価値である「再調達原価」(「再調達時価」ともいう) と現在時点における販売市場の価値である「売却時価」に限定されるべきである。

(a) 再調達時価主義

再調達原価(再調達時価)とは、現在所有している資産と同等の営業能力または生産能力を有する資産を再取得(再調達)するのに必要な見積支出額である。再調達時価主義は、現在時点の購買市場における再調達原価を基準にして資産の再測定額を決定する基準であり、再調達原価による資産評価額合計は企業の営業能力を表現するものと考えられる。

また、期間を通じてカレントな価値で計上される「収益」にチャージされる「費用」(売上原価、減価償却費等)はカレントな再調達原価によって計上されるので、費用・収益の同期間的・同価値的対応による期間損益計算が計算され、企業の営業能力維持(maintenance of operating

capacity)あるいは実体資本維持(Substanzkapitalerhaltung)を達成する処分可能利益(distributable income, ausschüttbarer Gewinn)の算定が可能である。

(b) 売却時価主義

売却時価主義は、当該保有資産を販売市場で売却したとするならば、受け取れるであろう貨幣収入額(売却時価)から見積販売経費(アフター・コストを含む)を差し引いた正味売却価格または正味実現可能価額(net realisable value)によって再評価する基準である。正味売却価格は、現在の販売市場で売却処分して受け取るキャッシュ・インフローであるので、企業の流動性や担保能力の評価に役立つ。

厳密・正確に言えば、時価は、現在時点における市場価値である再調達原価(再調達時価)と売却時価に限定されるべきである。ただし、実務上・制度上、時価の代用として利用価値(割引現在価値)が使用されるために、将来における入金価値を現在時点に割り引いた「利用価値」も時価として取り扱われているのが現状である。

(c) 利用価値主義

利用価値(「使用価値」ともいう)とは、資産を将来の用役潜在力の貯蔵とみなし、当該資産を売却せずに保有(継続的利用)することによって受け取るであろう将来キャッシュ・インフローを、適切な割引率により現在時点(再測定時点)の価値に割り引いた割引現在価値(discounted present value)である。

たとえば、機械装置(取得原価1,000,000円、

残存耐用年数3年、帳簿価額300,000円)の正味売却価格が200,000円であったが、売却しないで3年間の利用により毎年100,000円のキャッシュ・フローと処分価額50,000円のキャッシュ・フロー(割引率:3%)が見込まれる場合、下記算式により利用価値は計算される。

$$100,000/1.03 + 100,000/1.03^2 + (100,000 + 50,000) / 1.03^3 \approx 328,618$$

利用価値の算定には、当該資産から将来産出するであろう予想のキャッシュ・フロー、資産の残存使用期間、割引率の計算要素を見積もるの必要があり、主観的な見積数値・仮定を前提とした資産評価とならざるを得ない。

理論的には、将来時点における投入価値である「取替価値」(replacement value)を資産評価・費用測定に適用する「取替価値主義」もオランダで考案されている。

(d) 取替価値主義

「取替価値」とは、棚卸資産の将来の補充(future replacement of stock)や耐久生産財の更新(renewal of durable means of production)における特定日の価値である(Mey [1970] p.31)。さらに、ここにいう「取替」とは、技術的に同一の生産要素による取替ではなく、経済的に効率の高い生産(economically efficient production)のために要求される取替である(Rosen [1967] p.107)。「取替価値」は、将来に起こるであろうと予測される技術革新、需要変化等も考慮に入れた将来志向的な市場価値である(菊谷 [1991] 223頁)。

表1 市場の価値と資産評価基準

時 点	市 場 (価値)		購買市場 (投入価値、出金価値、入口価値)	販売市場 (産出価値、入金価値、出口価値)
	過 去	現 在		
過 去			取得原価、歴史的な原価 (取得原価主義)	—
現 在			再調達原価、取替原価 (再調達時価主義)	正味売却価格、正味実現可能価額 (売却時価主義)
将 来			取替価値 (取替価値主義)	割引現在価値、現在価値 (利用価値主義)

出所：著者作成。

表1では、現在時点に所有している資産の再測定（資産の期末評価）における価値の種類が比較されている。

さらに、再測定対象となる資産の性質に応じて取得原価または時価のいずれかを選択適用する評価基準である「混合測定基準」が、制度会計上、採択されている。たとえば、特定の有価証券には時価、土地には取得原価を強制適用する評価システムである。わが国では、売買目的有価証券・その他有価証券には時価、子会社株式・土地・建物等には取得原価、棚卸資産には低価（取得原価と正味売却価額との低い金額）が強制適用されるので、「原価・時価・低価混合測定主義」が採用されている。

2. 「時価の算定に関する会計基準」における時価

わが国の「基準30号」が定義する「時価」とは、市場参加者間において秩序ある取引が行われると想定した場合、資産売却により受け取る価格または負債移転のために支払う価格である（「基準30号」5項）。

「基準30号」がモデルにしたIFRS13(para.9)によれば、「公正価値」とは、測定日に市場参加者間における秩序ある取引(an orderly transaction between market participants)により資産を売却することから受け取られる価格である。米国の財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: 以下、FASBと略す)により2006年9月に公表された「財務会計基準第157号 公正価値測定」(Statement of Financial Accounting Standards No.157 “Fair Value Measurements”: 以下、SFAS157と略す。現在、FASBによる会計基準のコード化体系によってAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」となっている)が、「公正価値とは、市場参加者間による秩序ある取引(orderly transaction)において、資産の売却によって受け取るであろう価格をいう。」(SFAS157,para.3)と定義したため、IASBも追随・同調して「公正価値」を売却価格と同一視している。「基準30号」が定義する「時価」は、SFAS157とIFRS13のコピーにほかならない。

なお、IASBのIFRS13では「公正価値」という用語が使われているが、ASBJの「基準30号」は、わが国における他の関連諸法規において「時価」という用語が広く使用されていること等を配慮して、「時価」という用語を用いる（「基準30号」25項）。

ここに「市場参加者」は、資産または負債に関する「主要な市場」または「最も有利な市場」において、次の要件のすべてを満たす買手および売手に限られている（「基準30号」4項(1)）。

- (a) お互いに独立し、「関連当事者⁽⁵⁾」でない。
- (b) 知識を有し、すべての入手できる情報に基づいて当該資産または負債に関して十分に理解している。
- (c) 当該資産または負債に関して、取引を行う能力がある。
- (d) 当該資産または負債に関して、他から強制されないで自発的に取引を行う意思がある。

米国のSFAS157が使用し、ASBJの「基準30号」にも踏襲された「秩序ある取引」とは、資産または負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場で活動できるように、時価の算定日以前の一定期間に市場で売買されていることを前提とした取引をいう。したがって、他から強制された取引、たとえば強制清算取引や投売りは、「秩序ある取引」に該当しない（「基準30号」4項(2)）。

「秩序ある取引」であるか否かの判断に当たっては、たとえば、次のような状況を考慮する必要がある（「指針31号」41項）。

- (1) 現在の市場環境下で、当該取引に関して通常かつ慣習的な市場で活動できるように、時価の算定日以前の一定期間に取引が当該市場で十分に行われていない。
- (2) 通常かつ慣習的な市場における活動の期間はあったが、売手が一人の買手としか交渉していない。
- (3) 売り手が破綻または破綻寸前である。
- (4) 売り手が規制上・法律上の要請によって売却せざるを得ない。
- (5) 直近の同一または類似の取引と比較し

て、取引価格が異常値である。

なお、「主要な市場」は、資産または負債に関する取引の数量や頻度が最も大きい市場であり、「最も有利な市場」は、取得または売却に要する「付随費用」を考慮した上で、資産売却による受取額の最大化または負債移転に対する支払額の最小化を可能とする市場である（「基準30号」4項（3）・（4））。

「基準30号」でいう時価とは、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の「秩序ある取引」が行われると想定した場合における「出口価格」（資産売却により受け取る価格または負債移転のために支払う価格）であり、「入口価格」（交換取引において資産を取得するために支払った価格または負債を引き受けるために受け取った価格）ではない。時価の定義について「出口価格」の概念はIFRS13や米国のSFAS157（Topic 820）で採用されているので、国際的に整合性を図る観点から、わが国の「基準30号」においても「出口価格」が採用されている（「基準30号」31項（2））。IFRS13や「基準30号」の検討対象が金融商品とトレーディング目的保有棚卸資産に限定されているので、「出口価格」の採用には一定の理論的妥当性は存在する。

しかしながら、後述するように、企業経営にとって重要な有形固定資産（tangible fixed asset）の時価算定に関する論議は、IFRS13と同様に、切り捨てられている。「時価の算定に関する会計基準」と名付けられながらも、一部の資産・負債の時価に限られ、会計基準として不備・課題が残された。

Ⅲ 時価の算定方法

1. 時価の算定単位と時価算定のためのデータ

（1）時価の算定単位

資産または負債の時価を算定する単位は、それぞれの対象となる資産または負債に適用される会計処理または開示による（「基準30号」6項）。

ただし、次の要件のすべてを満たす場合には、

特定の市場リスク（市場価格の変動に係るリスク）または特定の取引相手先の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）に関して金融資産・金融負債を相殺した後の正味の資産または負債に基づいて、当該金融資産・金融負債のグループを単位とした時価を算定することができる（「基準30号」7項）。

- （1）企業の文書化したリスク管理戦略または投資戦略に従って、特定の市場リスクまたは特定の取引相手先の信用リスクに関する正味の資産または負債に基づいて、当該金融資産・金融負債のグループを管理している。
- （2）当該金融資産・金融負債のグループに関する情報を企業の役員に提供している。
- （3）当該金融資産・金融負債を各決算日の貸借対照表において時価評価している。
- （4）特定の市場リスクに関連して、当該金融資産・金融負債のグループの中で企業がさらされている市場リスクがほぼ同一であり、かつ、当該金融資産・金融負債から生じる特定の市場リスクにさらされている期間がほぼ同一である。
- （5）特定の取引相手先の信用リスクに関連して、債務不履行の発生時において信用リスクのポジションを軽減する既存の取決め（たとえば、取引相手先とのマスターネットティング契約、当事者の信用リスクに対する正味の資産または負債に基づいて担保を授受する契約）が法的に強制される可能性について市場参加者の予想を時価に反映する。

資産または負債の時価を算定する単位は、原則として、それぞれの対象となる資産または負債に適用される会計処理または開示によるが、資産または負債を対象とするのか、あるいは資産または負債のグループを対象とするのかについては、個々の会計処理または開示を定める会計基準による。ただし、金融商品については、通常、個々の金融商品が時価の算定の対象となる（「基準30号」32項）。

(2) 時価算定ためのデータ

時価の算定に際しては、十分なデータが利用できる評価技法（たとえば、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ）を用いなければならない。評価技法を用いる場合には、関連性のある「観察可能なインプット」（入手できる観察可能な市場データに基づくインプット）を最大限に利用し、「観察できないインプット」（観察可能な市場データではないが、入手できる最良のデータに基づくインプット）の利用は最小限にするべきである（「基準30号」8項）。

ここでいう「インプット」とは、市場参加者が資産・負債の時価を算定する際に用いる仮定であり、時価の算定に固有のリスクに関する仮定も含まれる（「基準30号」4項（5））。

インプットが観察可能となる可能性のある市場としては、たとえば、取引所市場、ディーラー市場、ブローカー市場、相対市場等がある（「基準30号」37項）。

時価の算定に用いるインプットは、次の順に優先的に使用する必要がある。すなわち、「レベル1のインプット」が最も高い優先順位となり、「レベル3のインプット」が最も低い優先順位になる。

(1) レベル1のインプット

「レベル1のインプット」とは、時価の算定日において、企業が入手できる「活発な市場」（継続的に価格情報が提供される程度に十分な数量・頻度で取引が行われている市場）における同一の資産または負債に関する相場価格であり、調整されていないものをいう。

(2) レベル2のインプット

「レベル2のインプット」とは、資産または負債について直接または間接的に観察可能なインプットのうち、「レベル1のインプット」以外のインプットをいう。

(3) レベル3のインプット

「レベル3のインプット」とは、資産または負債について直接的または間接的に観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある「観察可能なインプット」を入手できない場合に利用する。

対象となる資産または負債に関する「レベル

1のインプット」を決定する際には、次の事項を評価しなければならない（「指針31号」10項）。

- ① 当該資産・負債に係る「主要な市場」の価格
- ② 当該資産・負債に係る「主要な市場」がない場合には、「最も有利な市場」の価格
- ③ 当該資産・負債に関する取引について、時価の算定日に係る「主要な市場」または「最も有利な市場」において行うことができる場合の価格

「レベル1のインプット」でないが、資産または負債の契約期間のほぼ全体を通じて観察可能であるインプットは、「レベル2のインプット」となる。「レベル2のインプット」には、たとえば、次のものが含まれる（「指針31号」12項）。

- ① 「活発な市場」における類似資産・負債に関する相場価格
- ② 「活発な市場」でない市場における同一または類似資産・負債に関する相場価格
- ③ 相場価格以外の観察可能なインプット
- ④ 相関関係等に基づいて観察可能な市場データから得られるインプットまたは当該データに裏付けられるインプット

「レベル3のインプット」を決定するには、その状況において入手できる最良の情報を用いる。この場合、企業自身のデータを用いることができるが、合理的に入手できる情報により次のいずれかの事項が識別される場合には、当該企業自身のデータを調整する必要がある（「指針31号」15項）。

- ① 他の市場参加者が異なるデータを用いる。
- ② 他の市場参加者が入手できない企業に固有の特性が存在する。

資産売却または負債移転を行う取引は、算定日において利用できる「主要な市場」で行われるものと仮定するが、「主要な市場」が存在しない場合には、算定日において利用できる「最も有利な市場」で行われるものと仮定する（「指針31号」4項（3））。

なお、時価の算定に当たって用いる「主要な市場」または「最も有利な市場」における価格には、取得または売却に要する「付随費用」は

調整されないが、所在地が資産の特性である場合には、当該資産を現在の所在地から市場に移動させるために生じる「輸送費用」は調整される（「指針 31 号」4 項（5））。

「指針 31 号」では、「レベル 1 のインプット」における時価の算定に関する設例が示されている（「指針 31 号」【設例 1】）。ここでは、トレーディング目的保有棚卸資産について、2 つの活発な市場（市場 A と市場 B）で異なる価格で販売しているが、それぞれ市場における前提（価格内容）が表 2 で示されている。

表 2 「指針 31 号」【設例 1】
における前提条件

（単位：万円）

市場	販売により 受け取る価格	販売に係る 付随費用	市場への 輸送費用	受け取る 純額
市場 A	2,600	300	200	2,100
市場 B	2,500	100	200	2,200

出所：「指針 31 号」【設例 1】参照。

時価の算定は、(a) 市場 A が「主要な市場」とであると判断した場合、(b) いずれの市場も「主要な市場」でないと判断した場合では異なる。

(a) の場合には、販売により受け取る価格を時価とする。この場合、取引に係る付随費用は調整しないが、当該商品の所在地がその特性であると判断し、輸送費用を調整した 2,400 万円（＝2,600 万円－200 万円）が当該商品の時価となる。

(b) の場合には、当該商品の時価は、「最も有利な市場」における時価である。「最も有利な市場」とは、資産販売による受取額（付随費用・輸送費用調整後）が最大となる市場であり、当該商品から受け取る純額は、市場 B の方（2,200 万円）が市場 A（2,100 万円）より大きいので、「最も有利な市場」は市場 B であると判断される。したがって、市場 B での販売により受け取る価格に輸送費用を調整した 2,300 万円（＝2,500 万円－200 万円）が当該商品の時価である。

2. 時価の評価技法

(1) 評価技法のための適用要件

時価の算定に当たって複数の評価技法を用いる場合には、複数の評価技法に基づく結果を踏まえ、合理的な範囲を考慮して時価を最もよく表す結果を決定する（「基準 30 号」9 項）。

評価技法は、每期継続して適用しなければならないが、当該評価技法またはその適用（たとえば、複数の評価技法を用いる場合のウェイト付け、評価技法への調整）を変更する場合には、「会計上の見積りの変更⁽⁶⁾」として処理する。この場合、四半期財務諸表には注記を要しないが、当該会計年度に係る連結財務諸表および個別財務諸表には「変更の旨」および「変更の理由」を注記する必要がある（「基準 30 号」10 項）。

評価技法またはその適用を変更する場合としては、たとえば、次のような事象のように、時価の精度をより高める場合が想定される（「指針 31 号」6 項）。

- ① 新しい市場が出現する。
- ② 新しい情報が利用可能となる。
- ③ これまで使用していた情報が利用できない。
- ④ 評価技法が向上した。
- ⑤ 市場の状況が変化した。

したがって、上記のような事象が生じた場合には、評価技法は変更してもよいことになる。

(2) 評価技法アプローチの種類

評価技法のアプローチとしては、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチおよびコスト・アプローチが考案・実践されている（「指針 31 号」5 項）。

(1) マーケット・アプローチ

「マーケット・アプローチ」とは、同一または類似の資産または負債に関する市場取引による価格等のインプットを用いる評価技法をいう。当該評価技法には、たとえば、倍率法 や主に債券の時価算定に用いられるマトリックス・プライシングが含まれる。

(2) インカム・アプローチ

「インカム・アプローチ」とは、利益やキャッシュ・フロー等の将来の金額に関する現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法をいう。当該評価技法には、たとえば、現在価値技法やオプション価格モデルが含まれる。

(3) コスト・アプローチ

「コスト・アプローチ」とは、資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法をいう。

端的に言えば、マーケット・アプローチの評価基準は売却時価であり、インカム・アプローチは現在価値（利用価値）、コスト・アプローチは再調達原価である。これらを統括する概念が「公正価値」と言える（上野〔2005〕272頁）。

売却時価と再調達原価は、比較的容易に算定可能であるが、現在価値の算定には多くの仮定・見積数値が必要であるので、「指針31号」は現在価値算定に関する設例を例示列挙している。時価の算定に「現在価値技法」(present value technique)を用いるに際しては、市場参加者の観点から算定日における次の要素のすべてを考慮する必要がある（「指針31号」35項(1)）。

- ① 対象となる資産・負債の将来キャッシュ・フローの見積り
- ② キャッシュ・フローに固有の不確実性を表すキャッシュ・フローの金額・時期の変動の可能性に関する予想
- ③ 貨幣の時間価値（信用リスクフリーレート）
- ④ キャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するための対価（リスク・プレミアム）
- ⑤ その状況において市場参加者が考慮に入れる他の要素
- ⑥ 負債については、負債の不履行リスク

なお、「現在価値技法」の使用における一般的な原則は下記のとおりである（「指針31号」35項(2)）。

- (1) キャッシュ・フローと割引率は、市場参加者が資産・負債の時価を算定する際に用いる仮定を反映する。

- (2) キャッシュ・フローと割引率は、対象となる資産・負債に起因する要因のみを考慮する。

- (3) リスク要因の影響を二重に計算しないように、またはリスク要因の影響が除かれなないように、割引率はキャッシュ・フローに固有の仮定と整合する仮定を反映する。

- (4) キャッシュ・フローと割引率に関する仮定は、相互に整合的なものとする。

- (5) 割引率は、割引率が表示される通貨の基礎的な経済的要因と整合したのものとする。

「現在価値技法」は、リスクの調整方法および用いるキャッシュ・フローの種類により、(a) 割引率調整法、(b) 期待現在価値法（確実性等価法）、(c) 期待現在価値法（リスク調整法）に分けられる。(a) 法は、リスク調整後の割引率および契約または約束の、あるいは最も可能性の高いキャッシュ・フローを用いる方法である。(b) 法は、リスク調整後のキャッシュ・フローと信用リスクフリーレートを用いる方法、(c) 法は、リスク調整を行わない期待キャッシュ・フローおよび市場参加者が要求するリスク・プレミアムを含めるように調整した割引率を用いる方法である（「指針31号」35項(4)）。

(3) 割引率調整法による時価の算出

「割引率調整法」は、発生し得ると考えられる単一のキャッシュ・フローを用いる方法であり、当該キャッシュ・フローは特定の事象の発生を条件とする。割引率は、市場で取引されている類似の資産・負債について観察可能な利回りから算出する。割引率の算出に当たっては、類似の資産・負債におけるキャッシュ・フローの性質等を考慮して判断する（「指針31号」35項(5)）。

たとえば、資産Aが1年後に800万円を受け取る契約上の権利であり、資産Aと比較可能な資産Bと資産Cについては確立した市場があり、すべて支払リスクに関して同等であるものとする。なお、資産Bと資産Cに関する情報は次のとおりである（「指針31号」【設例3】）。

- (イ) 資産Bは1年後に1,200万円を受け取る契約上の権利であり、市場における価格が

1,083万円であるので、算出される利回りは10.8% ($= (1,200 \text{万円} \div 1,083 \text{万円}) - 1$)である。

(ロ) 資産Cは2年後に700万円を受け取る契約上の権利であり、市場における価格が566万円であるので、算出される利回りは11.2% ($= (700 \text{万円} \div 566 \text{万円})^{1/2} - 1$)である。

この場合、資産Aの支払時期について、資産Bと資産Cの支払時期を比較することによって、資産Cより資産Bの方が資産Aとの比較可能性が高いと判断した。資産Aについて受け取る契約上の金額(800万円)、資産Bについて算出した利回り(10.8%)を用いると、資産Aの時価は722万円 ($= 800 \text{万円} \div 1.108$)と算出できる。

(4) 期待現在価値法による時価の算出

他方、「期待現在価値法」は、将来キャッシュ・フローの見積りに期待値(発生し得ると考えられる金額を確率で加重平均した金額)を用いる方法である。

そのうちの(b)「確実性等価法」は、特定の資産または負債に固有のものでない市場におけるリスクを期待キャッシュ・フローに反映するように調整し、そのリスク調整後の期待キャッシュ・フロー(確実性等価キャッシュ・フロー)を信用リスクフリーレートで割り引くことによって、現在価値を算定する方法である(「指針31号」35項(6))。

一方、(c)「リスク調整法」は、特定の資産または負債に固有のものでない市場におけるリスクを信用リスクフリーレートに加算して割引率を算定し、将来キャッシュ・フローの期待値を当該割引率で割り引くことによって、現在価値を算定する方法である(「指針31号」35項(6))。

たとえば、資産Dの1年後の期待キャッシュ・フローは表3のとおりであり、資産Dと同じリスク・プロファイルを有する資産に対して市場参加者が要求するリスク・プレミアムは3%、期間1年の信用リスクフリーレートは5%とする(「指針31号」【設例4】)。

表3 資産Dの1年後の期待
キャッシュ・フロー

生じ得る キャッシュ・フロー	確率	確率加重 キャッシュ・フロー
500万円	15%	75万円
800万円	60%	480万円
600万円	25%	225万円
期待キャッシュ・フロー		780万円

出所:「指針31号」【設例4】一部修正。

この場合、(b)「確実性等価法」では、市場参加者が要求するリスク・プレミアムは3%であるため、期待キャッシュ・フローに係るリスクの調整額は22万円 ($= 780 \text{万円} - (780 \text{万円} \times (1.05 \div 1.08))$)となり、リスク調整後の期待キャッシュ・フローである758万円 ($= 780 \text{万円} - 22 \text{万円}$)を信用リスクフリーレート(5%)で割り引くことによって、現在価値(時価)を722万円と算出する。

他方、(c)「リスク調整法」では、割引率は8% ($= \text{信用リスクフリーレート} 5\% + \text{リスク・プレミアム} 3\%$)となるため、リスク調整前の期待キャッシュ・フローである期待キャッシュ・フロー(758万円)をリスク調整後の割引率(8%)で割り引いた722万円が資産Dの時価となる。

IV 残された課題

わが国の「基準30号」は、基本的にはIFRS13に収斂しているため、時価算定の対象は金融商品とトレーディング目的保有棚卸資産に限定されている。「時価の算定に関する会計基準」と題しながらも、「基準30号」は、資産全般の時価算定に関する会計基準ではなかった。企業にとって相当規模、かつ、必要不可欠な有形固定資産の時価の算定にまで、論議が展開されていない。

ところが、企業結合会計では、被取得企業から引き継ぐ資産・負債を時価で再評価する「パーチェス法」が利用され、連結会計では、子会社の資産・負債(取得純資産)を支配獲得時の時

価により評価する「全面時価評価法」が採用されている（「基準 21 号」17 項、「基準 22 号」20 項）。金融商品とトレーディング目的保有棚卸資産のほかにも、資産全般に係る「時価の算定に関する会計基準」が必要である。

しかも、前述したように、IASB における「公正価値」を踏襲した「基準 30 号」の時価とは、市場参加者間における秩序ある取引で当該資産の売却により受け取るであろう価格（すなわち、売却価格）である。再測定時における「公正価値」は、購買市場の公正価値（再調達原価）と販売市場の公正価値（売却価格）に分けられるべきであり、売却価格のみを「公正価値」と表現するには問題がある。購買市場と販売市場の公正価値がほぼ等しいような特定の金融資産とは異なり、有形固定資産の再調達原価と売却価格とは著しく乖離する場合が多い。

IFRS13 が 2011 年に公表される前の「国際会計基準第 16 号（2003 年改訂）有形固定資産」（International Accounting Standard 16 (revised 2003) “Property, Plant and Equipment”：以下、IAS16（2003 年改訂）と略す）の規定では、公正価値は、通常、市場価値であるが、土地・建物の公正価値は、有資格の鑑定人が行う評価による市場価値に基づく証拠によって決められていた。市場価値の証拠がない場合には、割引現在価値または減価償却後の再調達原価（depreciated replacement cost）を使用した公正価値が見積もられることもある（IAS16（2003 年改訂）paras.32-33）。

英国の ASB が 1994 年に公表した財務報告基準第 7 号「取得会計法における公正価値」（Financial Reporting Standard 7 “Fair value in acquisition accounting”：以下、FRS 7 と略す）は、「取得会計法」（米国・日本の「パーチェス法」に相当する）を採用する場合における企業結合時の「公正価値」（時価）に関して、資産・負債の種類ごとに下記のように決めていた（FRS7, paras.9-22）。

- (a) 有形固定資産：
 - (イ) 類似資産が公開市場で売買されている場合には、市場価値
 - または、

- (ロ) 減価償却後の再調達原価
- (b) 無形資産：再調達原価
- (c) 棚卸資産：
 - (イ) 商品・製品には、現在市場価値
 - (ロ) 仕掛品その他の棚卸資産には、再調達原価と正味実現可能価値の低い価値
- (d) 市場性ある有価証券：市場価格（異常な価格変動または所有の規模のために必要があれば、修正する）
- (e) 貨幣資産・負債：
 - (イ) 入手可能な場合には、市場価値
 - (ロ) 類似資産・負債の時価
 - または、
 - (ハ) 現在価値
- (f) 偶発債権・債務：回収予定価値・返済予定価値の合理的な見積額

このように、資産の種類・特質に応じて公正価値（時価）が算定されている。資産の測定のための「公正価値」として、当初測定時点（取得時点）には取得原価が採られるべきであるが、再測定時点（期末評価時点）には、会計目的あるいは資産の種類・特質に応じて取得原価、再調達原価、正味売却価格、現在価値が採択されるべきであり、「公正価値」の測定基礎を売却価格に限定・定義すべきではない。FASB・IASB が使う「公正価値」（fair value）は、「公正でない専門用語」（unfair terminology）であると言わざるを得ない（菊谷〔2014〕195 頁）。

金融商品のように、利子率・返済期限・返済金額等が確定・約定されている場合には、現在価値は時価（正味売却価格）の代用として採用できるが、とりわけ、高度に特殊化・配置された現在の利用が最高・最良の利用（the highest and best use）となっている有形固定資産にとって、正味売却価格は非常に低く、極論すれば、捨て値（scrap value）である（van Zijl and Whittington〔2006〕p.32）。

有形固定資産とは、企業の営業活動（財貨の生産または用役の提供等）のために、原則として、1 年以上継続して利用する目的で所有されている事業用資産であり、通常の営業過程では販売することを意図していない物的資産である。企業にとって最高・最良の利用目的のため

に所有される有形固定資産の資産性はその利用可能性または生産可能性にあると考えられるので、当該資産の売却によって受け取る売却価格ではなく、当該資産と同等の営業能力または生産能力を有する「再調達原価」による再測定が行われるべきである。英国のFRS 7やIAS16（2003年改訂）が提案したように、有形固定資産の公正価値（時価）としては、土地等には市場価値、償却性資産には減価償却後の再調達原価が採用されるべきである。

ところで、再測定時点（期末評価時点）において有形固定資産を再評価した場合、時価と取得原価（帳簿価額）との再評価差額はどのように処理されるべきであろうか。理論的には、図1が示すように、(a) 当期損益処理、(b) 利益剰余金計上処理、(c) 一旦「その他の包括利益」(other comprehensive income: 以下、OCIと略す)に計上し、実現時に利益剰余金に振り替える会計処理および(d) 資本剰余金計上処理が考えられる。

IAS16では、再評価の結果として増加した帳簿価額の増加額（increase）は、「再評価剰余金」(revaluation surplus)の科目を付してOCIに認識し、株主持分に直入する。ただし、当該資産の「認識の中止」(売却・撤去等)が行われるときには、再評価剰余金は利益剰余金に振り替え

られる (IAS16 (2003年改訂) para.41)。繰延利益として当期純利益には算入しないが、いずれ売却譲渡時等に利益剰余金に振り替える(c)の会計処理が採択されている⁽⁷⁾。

再評価により生じた正味簿価の増加額を「再評価剰余金」の科目によって株主持分に直接貸記する会計処理は、ドイツ実体維持学説でいう「架空利益」(Scheingewinn)、わが国で俗称されている「含み益」を純資産の一部として留保し、当該期間の損益計算書に算入しない会計処理である。再評価という会計行為から生じる資本利得 (capital gain) を処分可能利益に算入すれば、その部分が社外流出され、企業の実体維持 (営業能力維持) は図れない。継続企業 (企業維持) の観点から、再評価差額は、利益ではなく資本修正 (capital adjustment) として処理されるべきである (菊谷 [1991] 306頁)。

「その他有価証券」のような金融資産であれば、いずれ売却譲渡される可能性もあるので、一旦OCIに計上し、売却・実現時に利益剰余金に振り替える会計処理には、理論的妥当性は内在する。つまり、投資の成果の達成については、金融投資と事業投資には相違があるからである。資産の運用または市場価値変動によって利益を獲得することを目的した金融投資による「金融資産」の再評価差額は、いずれ利益に算入

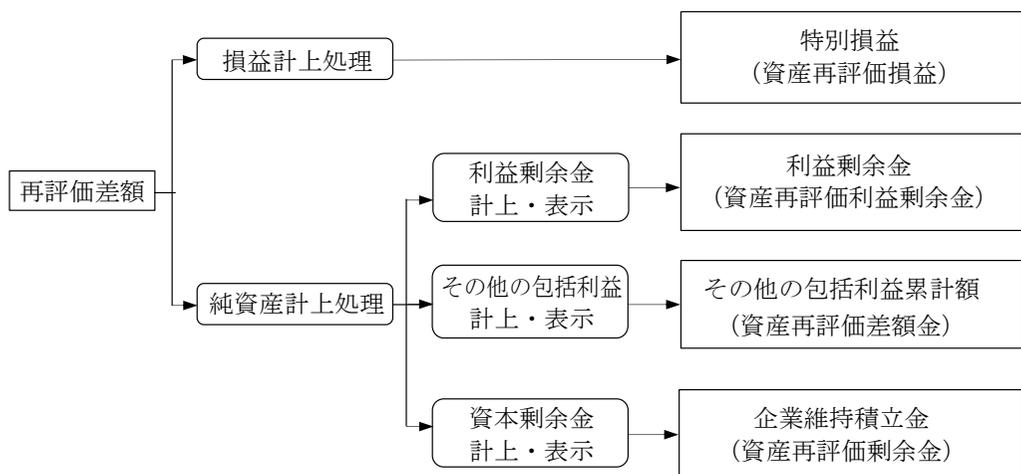


図1 有形固定資産の再評価差額の会計処理と表示項目・勘定科目

出所：菊谷 [2011b] 29 頁一部修正。

される可能性がある。

それに対し、事業の遂行を通じて将来の経済的便益を得ることを目的とした事業投資による「事業用資産」は、原則として、事業遂行のために保有される。利用目的のための有形固定資産は、継続的に利用・保有され続け、企業の継続的営業活動のために再調達されなければならない。

卑見によれば、有形固定資産の取得原価（帳簿価額）と期末の再評価額（再調達原価）は、同一資産でありながら時点を異にした数値であり、再評価（*revaluation*）という会計行為から生じる評価差額は、企業の営業能力維持・再生産能力維持の立場から「資本剰余金」として留保する必要がある。IAS36のように、当該資産の売却時等に再評価剰余金を利益剰余金に振り替えて処分可能利益に算入するOCIではなく、企業の事業継続中には留保されるべきである。有形固定資産の「再評価剰余金」は、厳密に言えば、株主持分ではなく、企業維持のための企業体持分である。

V むすび

2007年8月8日に締結した「東京合意」に基づいて、わが国のASBJが作成・公表する「企業会計基準」の国際的コンバージェンスは加速したが、まだIAS・IFRSに収斂していない領域・対象もある。

たとえば、(1) IASC・IASBのIAS・IFRSの規定処理と日本の「企業会計基準」が合致しない会計方針として、減損損失認識の経済的基準、のれんの減損処理、減損損失の戻入れ、子会社株式の公正価値評価等、(2) IAS・IFRSにおいて選択可能な複数の会計方針が容認されているが、日本には一方が規定されていない会計方針として、有形固定資産の再評価モデル、投資不動産の公正価値モデル、国庫補助金に関する繰延利益法等がある。IAS・IFRSと全面的または部分的に相違する会計方針には、有形固定資産に関する会計方針が圧倒的に多い。

IAS16では、有形固定資産の耐用年数・残存価額・減価償却方法の定期的見直しを強制適用

するとともに、有形固定資産の再測定に際しては「原価モデル」(*cost model*)のほかに「再評価モデル」(*revaluation model*)の選択適用が認められている⁽⁸⁾。再評価の頻度としては、公正価値の変動が激しいときは、毎年の再評価が必要であり、少なくとも3年から5年ごとの再評価を要求する(IAS16(2003改訂) paras.32 - 34)。

わが国の「企業会計基準」には、企業結合時・資本連結時の特殊ケースを除き、資産の再評価(時価評価)は認められない。すなわち、IAS16で適用可能である有形固定資産の再評価モデル、強制適用である耐用年数・残存価額・減価償却方法の定期的見直しは、わが国では適用されていない。

なぜならば、有形固定資産に関する会計基準は、1949年7月9日公表・1982年4月20日最終改正の「企業会計原則」の規定のままに放置され続けているからである。たとえば、有形固定資産の期末評価基準には、「企業会計原則」(第三・五・D)が、「有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。」と規定しているので、長年にわたり取得原価主義が金科玉条の如く墨守されてきた。

企業の事業活動にとって重要な有形固定資産に関する会計基準が経済・社会的環境の変容によっても改正されない制度的疲労化現象・制度的不備は是正されるべきであり、「有形固定資産に関する会計基準」の創設あるいは「基準30号」の全面的・抜本的な改訂が早急に要請される。会計基準の国際的収斂のためにも、わが国の会計制度の発展のためにも、有形固定資産の再測定の選択適用基準として「再評価モデル」を採択し、さらに、耐用年数・残存価額・減価償却方法を定期的に見直す新会計基準が創設されるべきである。

「基準30号」の適用対象が金融商品とトレーディング目的保有棚卸資産に限られ、時価の算定には正味売却価格が採択されたが、「時価の算定に関する会計基準」としては狭窄的・限定的であった。企業結合時・資本連結時の特殊時点では、「パーチェス法」(企業結合時に被取得企

業から引き継ぐ資産・負債を時価で再評価する方法)や「全面時価法」(子会社の資産・負債のすべてを資本連結時の時価で評価する方法)を利用するために資産・負債の時価評価が認められているが、このような特殊時点ばかりではなく、毎決算日にも時価評価を行う「再評価モデル」の導入が必要である。

同質的価値ではない複数の取得原価によって測定・集計された財務数値よりも、再測定時における現在の価格(時価)で画一的に再測定・集計された財務数値の方が、現在における利害関係者にとってはより目的適格的であり、有用であると思われる(菊谷〔1997〕172頁)。

その際、将来の収益を稼得するために継続的に利用される実体を有する「利用目的資産」である有形固定資産の特質・資産性(利用可能性・生産可能性)を鑑み、IAS16(2003改訂)が提案するように、土地・建物の時価は、有資格の鑑定人が行う評価による市場価値に基づく証拠によって決め、特殊な性質であり、売買されることがめったにない場合やその他の有形固定資産には、減価償却後の再調達原価(または現在割引価値)で見積計算されてもよいのではなからうか。

【注】

(1) IAS・IFRSでは、国際的な資本市場における現在・将来の投資者・債権者等の意思決定にとって有用な情報を提供することを財務報告の基本目的とする「意思決定有用性アプローチ」(decision-usefulness approach)の観点から、主として投資者にとって有用な公正価値(市場価値、割引現在価値)・見積数値が大幅に導入・利用されている。たとえば、金融資産・有形固定資産・投資不動産等の広範な資産項目にわたって「市場価値評価」(marking to market)が容認されている。また、投資者の意思決定目的である「将来キャッシュ・フローの予測」に適合する財務情報を提供するために、投資者の投資意思決定にとって有用である将来キャッシュ・フロー・将来の見積数値を重視した会計処理が最優先されている。つまり、投資者保護偏重主義の会計処理が採用されていると言っても過言ではない(菊谷

〔2011a〕25頁)。

- (2) 資産の取得原価は、取得時に支出した現金・現金同等物の価額または当該資産取得のために引き渡した対価の公正価値であるが、ある特定の資産(たとえば、リース資産)には、将来キャッシュ・フローの現在価値を取得時点の取得原価として採択する場合がある。資産の取得原価は、たとえば有形固定資産の減価償却費・期末評価額、棚卸資産の売上原価・期末棚卸高等の計算基礎となるので、適正な財政状態表示・経営成績算定にとって、その決定は重要である。
- (3) 「利用価値」(value in use, use value)という用語は、わが国では一般的には「使用価値」として翻訳・普及している。ただし、「使用価値」(Gebrauchswert)という用語は、既にマルクス経済学では「物の持つさまざまなニーズを満たすことができる有用性」、「商品を消費することによって人間(消費者)の精神的・肉体的欲求を満たす価値」として定着しており、割引現在価値とは全く異なる概念であるので、筆者の学術論文では「利用価値」を使うことにしている。
- (4) 取得原価主義とは、過去(当初認識・測定時)に発生した資産取得取引において実際に支出した貨幣額(取得原価)に基づいて資産の期末評価額を決定する測定基準である。時価主義とは、決算日における市場価値(時価)で資産を評価する基準であり、これには当該資産の(1)購買(再調達)、(2)販売・売却譲渡または(3)保有(継続的利用)に基づく時価が想定される。すなわち、再測定対象となる資産の再調達原価、正味売却価格(または正味実現可能価額)あるいは利用価値(割引現在価値)が再測定価額として採用される。低価主義とは、ある特定の資産の取得原価と時価(再調達原価または正味売却価格)を比較し、低い価額で当該資産を再測定する基準である。混合測定基準は、資産の種類に応じて取得原価と時価(再調達原価、正味売却価格または利用価値)を使い分ける評価基準である。なお、制度上、「原価以下主義」、「時価以下主義」(およびドイツでは「低価以下主義」)が定められていた時期もあった。「原価以下主義」とは、取得原価を超えない金額をもって評価する基準であり、昭和37年改正前の商法では、固定資産は「原価以下主義」で評価しなければならなかった。「時価以下主義」とは、時価を超えない金額をもって評価する基準であ

り、明治44年の商法改正時で導入され、昭和37年の改正まで資産（固定資産を除く）の一般的評価準であった。「低価以下主義」とは、取得原価と時価との低い金額を超えない金額をもって評価する基準であり、1884年改正の「普通ドイツ商法」(Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch)第185a条において、市場性ある有価証券と商品に適用されていた。

(5) 「関連当事者」の定義は、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」(5項(3))に規定されている。つまり、「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、または他の当事者の財務・業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいう。これには、①親会社、②子会社、③財務諸表作成会社と同一の親会社を持つ会社(兄弟会社)、④財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社(その他の関係会社)および当該その他の関係会社の親会社・子会社、⑤関連会社および当該関連会社の子会社、⑥財務諸表作成会社の主要株主およびその近親者、⑦財務諸表作成会社の役員およびその近親者、⑧親会社の役員およびその近親者、⑨重要な子会社の役員およびその近親者等が該当する。

(6) 「会計上の見積りの変更」の会計処理は、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(55項)に定められている。「会計上の見積り」とは、資産・負債・収益・費用等の額に不確実性がある場合に、入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出することをいい、「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となった情報に基づいて「会計上の見積り」を変更することをいう。「会計上の見積りの変更」は、新しい情報によってもたらされるので、過去に遡って処理せず、その影響は将来に向けて当期以降の財務諸表において認識される。「会計上の見積りの変更」による影響額については、当期以降に費用化する「プロスペクティブ方式」が採用されている。

(7) IAS16では、再評価剰余金をOCIとして認識し、当期純利益には算入しないが、いずれ売却時等(認識の中止)に利益剰余金に振り替える会計処理が採択されている。ただし、再評価剰余金は、以前に損失として認識された同一資産の再評価による減少額を戻し入れる範囲内で収益として認識しなければな

らない(IAS16(2003年改訂) para.39)。再評価剰余金を最終的には利益とする会計処理には、結果として「名目投下資本の回収計算」が貫徹されている(新田〔2007〕7頁)。このように、再評価により生じた帳簿価額の減少額は直接的に損失として処理されるが、過年度に貸記された再評価剰余金の範囲内で相殺する会計処理は、ドイツ実体維持会計論の泰斗であったハックスの「資本・実体結合計算」(kombinierte Kapital-Substanzerhaltung)または「二重最低限の原理」(Prinzip des doppelten Minimums)と一脈通ずる。「再評価剰余金」(ハックスのいう「実体維持積立金」)は、時価の下落時(または部分的清算時、企業の解散時)に取り崩され、処分可能利益に算入される(Hax〔1957〕SS.25-26,34-38 und 61-68)。すなわち、IASBでいう再評価剰余金は、資本修正項目ではなく、繰延利益(未実現利益)であった(菊谷〔2007〕42-43頁)。

(8) 各国の会計実践を寄せ集めた原初基準であるIAS16(1982年)(para.36)では、原価(cost)または再評価額(revalued amount)により有形固定資産の帳簿価額は計上されていたが、「再評価モデル」は、英国とオランダの会計実践を反映したものである(Camfferman and Zeff〔2007〕p.132)。1989年公表のE32・1991年公表の「E32趣旨書」の提案に従って1993年に改訂されたIAS16(1993年改訂)(paras.29-30)では、標準処理として「原価モデル」、代替処理として「再評価モデル」が強制適用された。IAS16(2003年改訂)(para.29)に至って、再度、「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用が可能となった。

【参考文献】

Accounting Standards Board〔1994〕Financial Reporting Standard 7 “Fair value in acquisition accounting”. …………… FRS7
 Accounting Standards Board〔1999〕*The Statement of Principles for Financial Reporting*. …………… SPFR
 Camfferman, Kees and Stephen A. Zeff〔2007〕*Financial and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee 1973-2000*, Oxford University Press.
 Financial Accounting Standards Board〔2006〕Statement of Financial Accounting Standards No.157

- “Fair Value Measurements”. …… SFAS157
 (Accounting Standards Codification Topic 820
 …… Topic 820)
- Hax, Karl [1957] *Die Substanzerhaltung der Betriebe*,
 Westdeutscher Verlag.
- International Accounting Standards Board [2003]
 International Accounting Standard 16 (revised 2003)
 “Property, Plant and Equipment”.
 …… IAS16(2003年改訂)
- International Accounting Standards Board [2003]
 International Accounting Standard 8 (2003 revised)
 “Accounting Policies, Changes in Accounting
 Estimates and Errors”. …… IAS8
- International Accounting Standards Board [2010] *The
 Conceptual Framework for Financial Reporting*.
 …… 「概念FW」
- International Accounting Standards Board [2011]
 International Financial Reporting Standard 13 “Fair
 Value Measurement”. …… IFRS13
- International Accounting Standards Committee [1982]
 International Accounting Standard 16 “Accounting
 for Property, Plant and Equipment”.
 …… IAS16(1982年)
- International Accounting Standards Committee [1993]
 International Accounting Standard 16(revised 1993)
 “Property, Plant and Equipment”.
 …… IAS16(1993年改訂)
- Mey, Abram [1970] *On the Application of Business
 Economics and Replacement Value Accounting in the
 Netherlands*, University of Washington Graduate
 School of Business Administration(International
 Business Series No.8).
- Rosen, A.S. [1967] “Replacement Value Accounting”,
The Accounting Review, Vol.42 No.1.
- van Zijl, Tony and Geoffrey Whittington [2006]
 “Deprivation value and fair value: a reinterpretation and
 a reconciliation”, *Business and Accounting Re-
 search*, Vol.45 No.3.
- 上野清貴 [2005] 『公正価値会計と評価・測定』中央
 経済社。
- 企業会計基準委員会 [2008] 「企業会計基準第 11 号
 関連当事者の開示に関する会計基準」(最終改正)。
 …… 「基準 11 号」
- 企業会計基準委員会 [2013] 「企業会計基準第 21 号
 企業結合に関する会計基準」(最終改正)。
 …… 「基準 21 号」
- 企業会計基準委員会 [2013] 「企業会計基準第 22 号
 連結財務諸表に関する会計基準」(最終改正)。
 …… 「基準 22 号」
- 企業会計基準委員会 [2019] 「企業会計基準第 30 号
 時価の算定に関する会計基準」。…… 「基準 30 号」
- 企業会計基準委員会 [2019] 「企業会計基準適用指針
 第 31 号 時価の算定に関する会計基準の適用指
 針」。…… 「指針 31 号」
- 企業会計基準委員会 [2020] 「企業会計基準第 24 号
 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に關
 する会計基準」(最終改正)。…… 「基準 24 号」
- 菊谷正人 [1991] 『企業実体維持会計論—ドイツ実体
 維持学説およびその影響—』同文館。
- 菊谷正人 [2002] 『国際的会計概念フレームワークの
 構築—英国会計の概念フレームワークを中心として
 —』同文館出版。
- 菊谷正人 [2007] 「国際会計基準第 16 号『有形固定資
 産』の総合的・分析的検討」『経営志林』第 44 巻第
 1 号。
- 菊谷正人 [2011a] 「IASC・IASB の変遷の歴史と IAS・
 IFRS の特徴」『経営志林』第 47 巻第 4 号。
- 菊谷正人 [2011b] 「段階取得の会計処理における問題
 点」『経営志林』第 48 巻第 1 号。
- 菊谷正人 [2014] 「IFRS における資産会計の論点」菊
 谷正人編著『IFRS における資産会計の総合的検討』
 税務経理協会。
- 菊谷正人 [2016] 『国際会計の展開と展望 — 多国籍企
 業会計と IFRS —』創成社。
- 新田忠誓 [2007] 「国際基準の有形固定資産会計論—
 わが国思考と IAS16 号の相違を考える—」『財務会
 計研究』創刊号。